

いわき市医療センター
レストラン及び職員食堂等運営事業

公募型プロポーザル募集要項

令和8年9月30日

いわき市医療センター

目 次

1 本募集要項の趣旨	1
2 本事業の概要	1
(1) 本プロポーザルの実施者	
(2) 本プロポーザルの事務局	
(3) 本事業概要	
(4) 関係書類等	
3 本事業の要求水準	3
4 優先交渉権者の決定等の手続き	3
(1) プロポーザル審査及び契約締結に係るスケジュール	
(2) 優先交渉権者等の決定方法	
(3) 第一次審査「資格審査」	
(4) 第二次審査「提案審査」	
(5) 第二次審査結果の通知	
(6) 共通事項	
5 参加資格要件	6
(1) 参加資格要件	
(2) その他	
6 参加表明書の作成及び手続き要領	7
(1) 作成にあたっての基本的条件	
(2) 提出書類	
(3) 参加表明書の提出	
(4) 参加表明書の審査方法	
7 提案書の作成及び手続き要領	9
(1) 提案項目	
(2) 作成及び提案にあたっての基本的条件	
(3) 提出書類（電子データ）の取得方法	
(4) 提案書に関する質問の受付及び回答	

- (5) 提案書の作成にあたっての留意点
- (6) 提案書の提出
- (7) 第二次審査における提案者による概要説明（プレゼンテーション）等

8 提案書の評価基準 12

- (1) 評価点の採点方法
- (2) 総評価点の算定方法

9 その他 12

- (1) 本プロポーザル後の契約締結
- (2) その他

1 本募集要項の趣旨

本募集要項（以下「本要項」という。）は、利用者等の利便性向上及び職員の福利厚生の充実を図ることを目的としたレストラン及び職員食堂等の運営（以下「本事業」という。）をするにあたり、それを行う事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、プロポーザルへの参加要件や審査・評価方法などの諸条件や手続き等について定めるものである。

2 本事業の概要

(1) 本プロポーザルの実施者

いわき市病院事業管理者 新谷 史明（以下「病院事業管理者」という。）

(2) 本プロポーザルの事務局（以下「事務局」という。）

〒973-8555 福島県いわき市内郷御厩町久世原 16 番地
いわき市医療センター 事務局 施設管理課 管理係
TEL：0246-26-2435（直通） FAX：0246-26-2444
E-mail：iryo-c-shisetsukanri@city.iwaki.lg.jp

(3) 本事業概要

① 名称

いわき市医療センターレストラン及び職員食堂等運営事業

② 場所

○福島県いわき市内郷御厩町久世原 16 番地

いわき市医療センター内（レストラン及び職員食堂：2 階、飲料自動販売機：各階）

○福島県いわき市内郷御厩町三丁目 91 番地の 1

いわき市医療センター看護専門学校（飲料自動販売機：1 階）

③ 事業内容

いわき市医療センター内の指定場所へレストラン及び職員食堂、飲料自動販売機の設置、運営及び維持管理、また、契約終了時の原状回復を事業内容とする。

④ 契約締結時期及び期間等

ア 契約締結時期 令和 9 年 1 月下旬頃（予定）

イ 運営期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

※ 契約期間には、事業者における事業開始準備、契約終了に伴う原状回復期間を含む。

ウ 施設の貸付期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

エ 営業開始日 開店に向けた事業開始準備完了の翌日
オ 営業条件等 別紙「要求水準書」のとおり

⑤ 契約形態

借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づく定期建物賃貸借契約とする。

⑥ 賃借料等

ア 賃借料は、次に掲げるものを合算した額とする。ただし、事業者の提案により貸付面積に変動があった場合は、次の(ア)固定額については変更となる。

(ア) 固定額 月額 41,000 円（※見込み）

{	レストラン及び職員食堂分	月額 0 円
	飲料自動販売機分	月額 41,000 円

(イ) 加算額 事業者より提案のあった加算額

(ウ) 上記の額に対する消費税及び地方消費税

イ 日割り計算

貸付開始日又は終了日が月の途中となる場合は、当該月の賃借料のうち固定額は、次の計算式により算出する。

固定額 ÷ 30 × 貸付日数 = 当該月の固定額（1 円未満は切り上げ）

ウ 光熱水費等

光熱水費等の事業運営に必要な費用は、事業者の負担とする。

⑦ その他

店舗運営の形態は、賃貸借契約者が直営ブランドの店名、ロゴ等を使用し、直接運営する場合のほか、フランチャイズチェーン運営会社（以下「チェーン本部」という。）と店舗運営者のフランチャイズ契約又はライセンス契約（以下「フランチャイズ契約等」という。）によるもの（フランチャイズ契約等により店舗運営を行う者を以下「加盟店等」という。）を認めることとする。

※ フランチャイズ契約等による店舗運営を予定している場合は、本プロポーザルの参加者（賃貸借契約者）がチェーン本部であるか、加盟店等であるかによって、参加条件、必要書類が下記のとおり変わるため、留意すること。

○ チェーン本部が参加者（賃貸借契約者）となる場合

本プロポーザルへの参加から事業者選定において、加盟店等がどこであるかは問わない。自らが主体となり、自己の責任において参加及び企画提案すること。

運営する加盟店等は、「5 参加資格要件 (1) 参加資格要件」の要件を満たしていることを病院事業管理者が認めた者、かつ、本プロポーザルに参加していない者に限ることとし、営業開始日前までに病院事業管理者に申請すること。

○ 加盟店等が参加者（賃貸借契約者）となる場合

事業者選定において、加盟店等とチェーン本部を一つのグループとして評価する。加盟店等は参加表明時点でチェーン本部を指定すること。また、当該チェーン本部は、「5 参加資格要件 (1) 参加資格要件」の要件を満たしている必要があるため、参加表明書に必要書類を添付すること。

(4) 関係書類等

本プロポーザルの関係書類については、いわき市公式ホームページ「いわき市医療センターレストラン及び職員食堂等運営事業公募型プロポーザル」よりダウンロードすること。

関係書類については、本事業の提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。

3 本事業の要求水準

別紙「要求水準書」のとおり。

4 優先交渉権者の決定等の手続き

(1) プロポーザル審査及び契約締結に係るスケジュール

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ① 公告（本要項等の公表） | 令和8年9月30日（水） |
| ② 参加表明書の提出期限 | 令和8年10月22日（木） |
| ③ 第一次審査（書類審査） | 令和8年10月下旬 |
| ④ 第一次審査結果通知・提案書の提出要請 | 令和8年10月下旬 |
| ⑤ 提案書に係る質問書提出期限 | 令和8年11月6日（金） |
| ⑥ 提案書に係る質問への回答期限 | 令和8年11月13日（金） |
| ⑦ 提案書の提出期限 | 令和8年12月1日（火） |
| ⑧ 第二次審査（プレゼンテーション） | 令和8年12月15日（火） |
| ⑨ 第二次審査結果及び優先交渉権者等の公表 | 令和8年12月25日（金） |
| ※⑧、⑨は変更となる場合あり | |
| ⑩ 基本協定締結 | 令和9年1月中旬頃 |
| ※必要に応じ実施 | |
| ⑪ 契約締結 | 令和9年1月下旬頃 |

(2) 優先交渉権者等の決定方法

事務局及び「いわき市医療センターレストラン及び職員食堂等運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、参加事業者を審査、評価し、優先交渉権者及び次点者を特定する。

審査及び評価については、参加者の資格の有無を判断する第一次審査（資格審査）と、第一次審査を通過した者から提出された提案内容等についての審査・評価を行う第二次審査（提案審査）により行う。

なお、第一次審査は事務局、第二次審査については選定委員会が行う。

(3) 第一次審査「資格審査」

① 参加資格の確認（審査）

ア 本事業に参加する者は、参加表明書を提出する。

イ 事務局は参加者から提出された参加資格審査に関する提出書類を基に、参加者が参加資格を満たしているか否かを確認（審査）する。

② 第一次審査結果の通知

ア 審査の結果、参加資格要件を全て満たした者に対して、「参加資格適格通知書兼提案書提出要請書」を送付し、提案書の提出要請を行う。

なお、第一次審査（資格審査）の結果は、第二次審査（提案審査）の評価には反映しない。

イ 第一次審査を通過し、提案書提出要請を受けた者（提案候補者）は、提案書を提出することができる。

ウ 提案候補者となり得なかった者（参加資格を満たさない又は確認できない者）に対しては、その理由を明記した「参加資格不適格通知書」を送付する。

エ 参加資格不適格通知書を受けた者は、その通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く）に、書面（A4判任意様式）により、病院事業管理者に対して、その理由について説明を求めることができる。

受付場所は、事務局とし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

オ 前記エに対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く）に書面により行う。

(4) 第二次審査「提案審査」

別に定める第二次審査基準に基づき「第二次審査」を行う。

① 提案書取りまとめ・基礎審査

事務局は、事業者から提案書の提出があった際は、基礎審査として、求める資料等が、全て提出されていることを確認するとともに、所定の条件に基づき提案書が作成されているかを確認する。

② 第二次審査への出席要請

第二次審査における提案者による概要説明の実施については、基礎審査後に別途送付する通知により示すこととする。

③ 提案書の評価

本要項に基づき、提案書の要求水準への適合性を審査するとともに、本要項に示す各評価基準に基づき、選定委員会委員の採点により、評価点を算定する。

④ 優先交渉権者、次点者の特定

選定委員会は、各委員の評価により得られた評価点の平均により算出した総評価点が最低基準点を満たしたうえで、最も高い者を優先交渉権者に、次に高い者を次点者として特定する。

(5) 第二次審査結果の通知

① 決定された優先交渉権者及び次点者に対しては、その旨を書面（優先交渉権者には優先交渉権者決定通知書、次点者には次点者決定通知書）にて通知する。

② 優先交渉権者等に決定されなかった者に対しては、理由を付し、その旨を書面（優先交渉権者及び次点者に決定されなかった旨の通知書）にて通知する。

③ 次点者決定通知書若しくは優先交渉権者及び次点者に決定されなかった旨の通知書を受けた者は、その通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く）に、書面（A4判任意様式）により、病院事業管理者に対し、その理由の説明を求めることができる。

受付場所は、事務局とし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

④ 前記③に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く）に書面により行う。

(6) 共通事項

① 提出された参加表明書及び提案書に関し、事務局から問合せ又は資料等の追加提出を求める場合がある。

② 参加の辞退

参加者は、提案書提出期限までに随時、参加を辞退することができる。辞退する場合は、その理由を参加辞退届出書（様式1－6）に記載し、事務局に持参すること。

③ 失格

参加表明書又は提案書を提出した者が、次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 参加表明書の提出日から優先交渉権者等の決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合。

イ 本要項の公表日（令和 8 年 9 月 30 日、以下「基準日」という。）から優先交渉権者等の決定までの間に、社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合。

ウ 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合。

5 参加資格要件

(1) 参加資格要件

本プロポーザル参加者は、契約期間において確実に事業を遂行する能力を有し、かつ、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

① 安定した経営能力を有し、1 年以上継続して食堂の運営を行った実績があること。

※ 「食堂」とは、主として、主食となる各種の料理品をその場所で飲食させる事業所をいう。

② 営業に必要な食品衛生法ほか関係法令に基づく許認可等を営業開始までに確実に取得できる者であること。

③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、入札参加制限を受けていない者であること。

④ 基準日から優先交渉権者等の決定までの間に、いわき市病院事業建設工事等及び物品購入等に係る指名競争入札参加者の指名等の基準に関する要綱（平成 19 年 3 月 30 日制定）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及び指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。

⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年間を経過しない者又は参加表明書提出日の前 6 ヶ月以内に手形もしくは小切手の不渡りを出した者でないこと。

⑦ いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 27 年 3 月 31 日制定）第 4 条第 2 項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

⑧ 令和 7 年 4 月 1 日から基準日までの間に、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233

号)に規定する罰則の適用を受けた者でないこと。

- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営んでいる者でないこと。
- ⑩ 国税及び市区町村税に未納がない者であること。

(2) その他

次に示すような重複参加はできない場合があるので留意すること。

(該当例) 複数の加盟店等が同一のチェーン本部を指定している場合
加盟店等が指定したチェーン本部が自らも参加している場合

6 参加表明書の作成及び手続き要領

(1) 作成にあたっての基本的条件

本要項等を熟読のうえ、参加表明書を作成すること（本要項「5 参加資格要件」を満たしていること）。

(2) 提出書類

いわき市公式ホームページよりダウンロードしたものを使用すること。（※他機関で取得する書類は除く。）

(3) 参加表明書の提出

① 提出資料

ア 参加表明書（様式 1－1）

イ 資格審査申請書（様式 1－2）

ウ 委任状（代表者 → 代理人）（様式 1－3）

※ 代表権を持たない社員等が参加表明書及び提案書を提出する場合は、委任状を添付すること。

エ 実績調書（様式 1－4）

オ 法人の場合は以下のもの

(ア) 登記事項証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）

(イ) 税務署が発行する納税証明書「その 3 の 3」の写し（直近のもの）

(ウ) 市区町村が発行する納税証明書の写し（直近のもの。ただし、納税義務がない場合は「市区町村税について納税義務がないことの申出書（様式 1－5）」を提出すること）

(エ) 営業報告書（直前 1 年分の財務諸表：貸借対照表、損益計算書）

カ 個人事業主の場合は以下のもの

(ア) 身分証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）

※ 身分証明書は破産していないことの証明であり、本籍地の市町村において発行される。

(イ) 登記されていないことの証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）

※ 登記されていないことの証明書は、成年被後見人又は被保佐人の記録がないことの証明であり、法務局において発行される。

(ウ) 税務署が発行する納税証明書「その 3 の 2」の写し（直近のもの）

(エ) 市区町村が発行する納税証明書の写し（直近のもの。ただし、納税義務がない場合は「市区町村税について納税義務がないことの申出書（様式 1-5）」を提出すること）

(オ) 所得税確定申告書の写し

キ 加盟店等が参加する場合は上記に加え以下のもの

(ア) チェーン本部のエ及びオの書類

(イ) チェーン本部とのフランチャイズ契約等の契約書の写し（本契約が未締結の場合は、仮契約書や覚書等、両者間で合意した旨が分かる資料を添付すること）

② 体裁及び書式

取得した電子データを使用し、参加表明書関係様式集に示された順番に綴り、それぞれにページを付して、ホチキス止めはせず、左側 1 箇所をダブルクリップ等で止めること。

③ 提出期限

令和 8 年 10 月 22 日（木）午後 5 時まで（必着）

④ 提出場所

〒973-8555 福島県いわき市内郷御厩町久世原 16 番地
いわき市医療センター 事務局 施設管理課 管理係

⑤ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）。

※ 持参の場合、あらかじめ電話にて事務局へ提出日時を予約すること。休日等は不可。

⑥ 提出部数

正 1 部 副 5 部 計 6 部

(4) 参加表明書の審査方法

本要項「4 優先交渉権者の決定等の手続き」を参照。

7 提案書の作成及び手続き要領

(1) 提案項目

別紙「第二次審査基準表」のとおり。

(2) 作成及び提案にあたっての基本的条件

① 提案にあたっての基本条件

提案にあたっては、サービス内容や経済性等を総合的に検討し、本市病院事業にとって有益な提案を行うこと。

優先交渉権者は総合的な評価により選定されるが、本市及び本市病院事業に対して不利益になると認められる提案内容においては、当該内容を採用しない場合がある。

② 参加の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 参加資格のない者が提案した場合

イ 資格審査申請書類その他一切の書類に虚偽の記載をした場合

ウ 提出書類の記載事項が不明なもの、必要な記名・押印がない場合

エ 書類が不足している場合

オ 要求したもの以外の書類及び図面等を使用した場合

カ 提案者が2つ以上の提案書を提出した場合

キ 提案者が他の提案者の代理をした場合

ク その他参加に関する条件に違反した場合

(3) 提出書類（電子データ）の取得方法

いわき市公式ホームページより取得すること。

(4) 提案書に関する質問の受付及び回答

① 提出期限

令和8年11月6日（金）午後5時まで（必着）

② 提出場所

〒973-8555 福島県いわき市内郷御厩町久世原16番地

いわき市医療センター 事務局 施設管理課 管理係

TEL：0246-26-2435（直通） FAX：0246-26-2444

E-mail：iryo-c-shisetsukanri@city.iwaki.lg.jp

③ 提出方法

本要項に定める質問書（様式2-6）により、FAX又は電子メールにより提出すること。

電子メールで提出する場合は、PDF 形式に変換せず、Microsoft 社製の Word で作成した電子データを、電子メールの添付ファイルとして事務局に送信することとし、メールの件名は、「いわき市医療センターレストラン及び職員食堂等運営事業質問書 提案質問（事業者名）」とすること。

なお、質問書を提出した場合は、電話にて事務局に着信の確認を行うこと（休日等は不可）。

④ 回答方法

回答期限日（令和 8 年 11 月 13 日（金））に、全質問に対する回答を市ホームページ内に掲載し、質問があった事業者毎に質問方法と同じ形式で回答する。なお、当該回答内容は、本要項の追加又は修正とみなして扱うこと。

(5) 提案書の作成にあたっての留意点

① 「(1) 理念・実績」について

他施設における運営実績に写真を使用する場合は、会社名及び会社名を類推できるロゴマーク等が写らないよう留意すること。これらが写っている場合には、当該部分を塗りつぶすなどの処理を行った上で使用すること。

② 「(3) サービス内容等」について

ア 提供メニューの提案には実際に当センターで提供する料理の写真を添付すること。

イ 提供メニューの提案にあたっては、安易に会社名を類推できるような固有名称を用いた表現を避けること。

ウ メニュー写真に会社名及び会社名を類推できるロゴマーク等が写っている場合には、当該部分を塗りつぶすなどの処理を行った上で使用すること。

③ 「(4) 賃借料加算等」について

ア 賃借料加算の提案にあたっては、「売上見込額」を試算し、「提案割合」に、月次の売上に対する率を記載すること。この「提案割合」を用いて月ごとに求められる額が、「2 本事業の概要 (3) 本事業概要」で示した月額賃借料への加算額となる。

また、電気代等の光熱水費は、当該加算額には含めないこと。

イ 試算された売上見込額に実現性が無いと判断される場合、評価値を減点する場合があるので留意すること。

(6) 提案書の提出

① 提出資料

提案書一式（様式 2－1～様式 2－5 (2)）

② 体裁及び書式

ア 取得した電子データを使用し、提案書関係様式集に示された順番、用紙サイズ及び枚数制限に従い綴ること。また、それぞれにページを付して、ホチキス止めはせず、左側1箇所をダブルクリップ等で止めること。

イ A3判様式はA4判様式の大きさに折り込むこと。

ウ 提案書の作成にあたっては、会社名を記載することとしている書類以外には、会社名及び会社名を類推できるロゴマーク、会社固有のサービス等の記載は不可とする。

エ 造語、略語等については、一般的な用語等を用いて初出の箇所に定義を記述すること。

オ 使用する文字のフォントについて制限はないが、見やすさに配慮すること。また、図表等を適宜活用して分かりやすい表現とすること。

カ 用紙の余白は、左右、最低20mm以上は確保すること（ページ番号は除く）。

キ 提出した提案書の訂正はできないので留意すること。

③ 提出期限

令和8年12月1日（火）午後5時まで（必着）

④ 提出場所

〒973-8555 福島県いわき市内郷御厩町久世原16番地
いわき市医療センター 事務局 施設管理課 管理係

⑤ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る）

※ 持参の場合、あらかじめ電話にて事務局へ提出日時を予約すること。休日等は不可。

⑥ 提出部数

正1部 副15部 計16部

(7) 第二次審査における提案者による概要説明（プレゼンテーション）等

① 第二次審査における提案者による概要説明は、提案書に基づき行うものであり、それ以外の資料は使用してはならない。

② 提案書書面又はプロジェクターのいずれでも可とする。プロジェクターを使用する場合は、第二次審査日の前々営業日（休日等を除く）までに事務局に内容の確認を受けること。

③ 提案者による概要説明に際して、選定委員会委員が質問する場合がある。

④ 第二次審査に出席しない場合は、事業実施の意思がないものとみなし失格とする。

⑤ 提案書の審査方法は本要項「4 優先交渉権者の決定等の手続き」を参照のこと。

8 提案書の評価基準

(1) 評価点の採点方法

第二次審査（提案審査）において、提案者より提出された提案書及びそれに基づく概要説明等の内容により評価する。

選定委員会委員が評価基準に基づき、次のⅠ～Ⅴの５段階で評価する。

区分	Ⅴ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
基準	極めて 優れている	優れている	普通	劣っている	極めて 劣っている
採点	5 点 (10 点、15 点)	4 点 (8 点、12 点)	3 点 (6 点、9 点)	2 点 (4 点、6 点)	1 点 (2 点、3 点)

※（ ）内は、最高配点の違いによる採点

(2) 総評価点の算定方法

総評価点(満点100点) = 各委員の評価点の平均(満点100点) ※最低基準点50点

総評価点は、各委員の評価点の平均値とする。平均値の算出にあたっては、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

9 その他

(1) 本プロポーザル後の契約締結

- ① 優先交渉権者決定後、病院事業管理者と優先交渉権者は、募集要項及び提案書等に基づく運営方法や管理方法等の条件を協議した上で、契約を締結することとする。

なお、必要に応じ、賃貸借契約の締結に係る基本的事項等を定めた基本協定を締結する場合がある。

- ② 病院事業管理者は、優先交渉権者が契約の締結までに「5 参加資格要件 (1) 参加資格要件」を満たさなくなった場合又は同要件に該当する行為を行ったと認められる場合及びその他の理由において優先交渉権者との契約が締結できない場合は、当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点者を優先交渉権者とし契約交渉を行う。優先交渉権者は、契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、病院事業管理者に対し、速やかに文書（様式任意）によりその旨を届け出ること。

(2) その他

- ① 参加表明書及び提案書の作成に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- ② 提出された参加表明書及び提案書の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。

イ 提出された書類の著作権は当センターに帰属するものとし、その権利行使については、提出者の同意及び対価の支払いを要しないものとする。

ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負う。

③ 参加表明書及び提案書の提出後は、原則として、記載された内容の変更は認めない。

④ 提案書の作成のために病院事業管理者から受領した資料は、病院事業管理者の了解なく公表及び使用してはならない。

⑤ 事業者は、病院事業管理者が採用を決定した提案書の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること。

また、事業者の責により提案書の提案事項が達成できない場合は、病院事業管理者と協議の上、同等と認められる方法等で本事業を履行するものとする。

なお、提案書の提案事項を達成する意志が事業者に認められないなど、提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。

参考 患者数の状況等

(1) 病床数等の状況（令和8年9月現在）

- ① 病床数：700床（一般病床679床、結核病床15床、感染症病床6床）
- ② 敷地面積：68,729.41 m²
- ③ 建築面積：11,038.76 m²
- ④ 延べ面積：63,451.85 m²
- ⑤ 階数：地上13階（屋上ヘリポート）、地下階なし

(2) 患者数等の状況

① 延入院患者数

令和6年度：178,176人（488人/日）

令和7年度：178,258人（488人/日）

② 延外来患者数

令和6年度：224,225人（922人/日）

令和7年度：221,682人（916人/日）

③ 職員数：約1,300人（うち病院職員：約1,100人、委託業者：約200人）

- ④ 入院患者の面会：通常 15時～19時 1日1回15分以内
特別室(有料個室等) 15時～19時 1日1回30分以内
※特殊病棟等を除く

(3) 利用者数等の状況

① 食堂の客席数：一般食堂74席、職員食堂43席

② 自動販売機の台数：18台（飲料のみ）※令和8年4月現在

③ 利用者数及び売上：

令和5年（利用者数）約4,000人/月（売上）約240万円/月

令和6年（利用者数）約4,000人/月（売上）約270万円/月

令和7年（利用者数）約4,000人/月（売上）約270万円/月

④ 自動販売機の売上：

令和5年（17台）約140万円/月

令和6年（18台）約130万円/月

令和7年（18台）約140万円/月

※令和6年度途中から看護専門学校設置分1台含む